

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、坂戸市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以上15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 市の住民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項に関し調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第3条第2項第1号に掲げる者で委員に任命されたものうちから、委員の選挙によって定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、議事を整理し、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項のうち軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員4人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会について準用する。

4 常務委員会の会議による議決は、審議会の議決とみなす。

5 会長は、前項による議決の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 坂戸市都市計画審議会条例(昭和44年坂戸町条例第16号)は、廃止する。